

地元住民に多大な被害を及ぼす違法民泊を即根絶!

違法民泊を合法化する「住宅宿泊事業法案」制定断固反対!!

全国のホテル 旅館の稼働率は40%未満です! ホテルの部屋数は十分にあります!!

政府は2020年迄に、外国人旅行客数を4000万人とした事で、東京、関西圏でのホテル旅館の客室不足を理由とし、「旅館業法」という法律を全く無視した「民泊」という宿泊施設を全国に広めようとしています。この「民泊」という宿泊施設は現在全国5万ヶ所に及び、その内合法なのは、68ヶ所の施設だけです。

※平成29年2月1日 日経新聞11面記事より

※平成29年2月末現在

全国5万ヶ所の「違法民泊」を一部不動産業界の利益の為に合法化させようという「住宅宿泊事業法」、通称「民泊新法」という地元住民の生活を全く無視した法案が3月10日に内閣閣議決定されました。

この民泊新法は管理者が国土交通省に届出し、施設の持ち主が地元自治体に届けるだけで、施設に管理者不在のまま、全国何処でも民泊営業が出来るという、国民の安心安全な生活を根底から覆すとてもない法律です。

「違法民泊」は本来なら「旅館業法の建築基準法用途地域違反」である住宅専用地域でも営業しており、旅館業法で「人命に係わる」最重要とされ、厳しく指導される「建築確認検査済証」「消防法適合通知書」「365日24時間常駐の管理者」の営業許可条件が全て削除されようとしています。

この民泊新法断固阻止の為に、ご署名を宜しくお願い申し上げます。

100万人反対署名活動

FAX:06-4796-8406 または Email:info@nchrk.or.jp に送信してください。

【民泊新法は今国会での審議です、法案通過前に提出しますので1日でも早く、ご署名をお願いします。】

【請願事項】 一、「違法民泊即根絶」 二、「民泊新法断固阻止」 三、「民泊は旅館業法枠内で」

氏名	職業	住所

当組合では、「民泊」に関する様々なトラブルに対応しています。

中央官庁や地方行政にその情報を提供し、指導から検挙まで、また弁護士による民泊被害に対して損害賠償を請求するなど、徹底した行動を地元住民の皆様と取ります。民泊苦情に関するあらゆる情報を、お知らせください。下表に違法物件名、部屋番号、住所をご記入ください。(住所と建物が分かれば、匿名でも結構です。また、反対署名のみ、違法物件のみのご記入でも構いません。)

違法物件名	(部屋番号)	住所

我々も賛同します!! 弁護士

津田尚廣、新井教正、野中徹也、矢野智美、津田典子、小野和也、藤井秀一、藤井薫、庄司有紀子、中村潤一郎、田中泰雄、大川一夫、嶋田修一、井本雅之、矢野仁士

※本書に記載頂きました個人情報に関係機関に提出する目的以外には使用致しません。

厚生労働省許可 環第四二七号
日本中小ホテル旅館協同組合
理事長 金沢孝晃
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル28階1-7

提出先:各官庁・地方行政
締切日:4月末日

